

## 常陸太田市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

常陸太田市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、以下「耐震改修促進法」という。）に基づく「常陸太田市耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修計画は、耐震改修促進法において、都道府県耐震改修促進計画に基づき策定に努めることとされていますが、現在、茨城県において「茨城県耐震改修促進計画」の見直しが検討されていることから、現計画の「常陸太田市耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」で令和7年度までとしている計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

次期「常陸太田市耐震改修促進計画」の改定については、県が見直し予定の「茨城県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、令和8年度に改定予定です。

### <計画期間の延長>

現計画期間：令和4年度 ～ 令和7年度

変更後計画期間：令和4年度 ～ 令和8年度